

戸田市訪問看護事業運営規程

戸田市訪問看護ステーション

(趣旨)

第1条 この規程は、戸田市訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)に基づき、戸田市訪問看護ステーション条例(平成19年条例第26号、以下「条例」という。)及び戸田市訪問看護ステーション条例施行規則(平成19年規則第44号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業の目的は、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある在宅療養者(児)に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第3条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 指定訪問看護等の事業は、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある在宅療養者(児)が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 戸田市訪問看護ステーション
- (2) 所在地 戸田市美女木4丁目20番地の6

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員が事業に関する法令等の規定を遵守するために必要な指揮命令を行う。
- (2) 看護師 3名以上
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成し、必要な看護を提供する。
- (3) 理学療法士または作業療法士 1名
理学療法士または作業療法士は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を看護師と連携して作成し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、規則の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 24時間対応の利用者に対しては、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、規則の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 病状及び心身の状況の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 褥瘡の予防及び処置
- (4) カテーテル等の管理
- (5) リハビリテーション
- (6) 食事及び排せつ等日常生活の援助
- (7) 認知症患者の看護
- (8) ターミナルケア
- (9) 療養生活及び介護方法の指導等
- (10) その他医師の指示による医療処置

(事業の利用料その他の費用の額)

第8条 事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により、条例に定めた額とする。

2 その他の費用として、規則の規定に基づき、次の額を徴収する。

- (1) 第9条の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、事業所の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満は100円を、片道10キロメートル以上は200円を徴収する。
- (2) 事業の提供時間が2時間を超えて保険外サービスが発生した場合は、超えた部分につき、30分ごとに1,040円を徴収する。

3 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に医療保険、介護保険の利用料金表等の文書を用いて説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、戸田市とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定訪問看護等の提供中に、利用者に病状の急変があった場合は、規則に定めるほか、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等に連絡等を行う措置を講じる。

(苦情処理)

第11条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応し必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第 1 2 条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第 1 3 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第 1 4 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 1 5 条 この規程に定める事項のほか運営について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 3 月 2 9 日から施行する。
- 2 戸田市訪問看護事業運営規程（平成 1 2 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。